

平成30年度 PCKK補助事業「トラック輸送の省エネ化推進事業」(2次) の補助金を活用したLEVOリース募集要領

1. 事業の概要

本事業は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「LEVO」という。）が実施するリース事業のうち、国の補助金を活用し、予めリース対象額から補助金相当額を差し引いてリースを行う事業です。

具体的には、トラック事業者からのリース申込書を基にパシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「PCKK」という。）が実施する「トラック輸送の省エネ化推進補助事業」(2次公募)に共同申請という形で申込みます。PCKK審査（交付決定）後、トラック事業者とのリース契約は見積総額（補助対象+補助対象外）から、先に補助金相当額を差し引いた額でリース料の計算を行い5年間のリース契約を行うものです。ただし、申請時からの減車やPCKKの公募要領諸条件（データの提出など）を達成できないなど、補助金の減額等があった場合は、リース料の再計算を行い、リース料の変更手続きが必要となります。

なお、PCKK補助事業は、「①車両動態管理システム」の単独導入の場合と「②車両動態管理システム及び予約受付システム等」を共に導入する場合があります。ここでは、「①車両動態管理システム」単独導入の場合について解説します。「②車両動態管理システム及び予約受付システム等」をご希望の場合は、別途お問い合わせ願います。

補助金に関する事項はPCKK公募要領に依存するため、本LEVOリースお申込み前に必ずPCKKの公募要領を熟読願います。

2. 募集期間及び申込方法

(1) LEVOリースの募集期間

平成30年9月20日（木）～平成30年10月3日（水）17時到着分まで

※平成30年11月上旬発注(予定)、11月30日までに設置完了できること。

※PCKKの公募期間は平成30年9月12日～10月10日まで。

※PCKKは予算額に達した場合でも公募の受付終了を行わない。ただし、予算を超える場合は、省エネ効果の高いものから優先採択。

(2) 申込方法

申込は、LEVOホームページの「提出書類のダウンロード」にあります「提出書類一覧表」を基に別表に掲げる申込書等をLEVOに提出してください。

※「機器リース申込書（別紙1）」、「申請車両・車載器シリアル一覧表」、「実施計画書」及び「使用機器・部品一覧」の4つの書類は、別途必ずエクセルデータをメール願います。提出がない場合、PCKKへの申請が遅れることとなりますので、ご注意願います。

3. 対象事業者（「①車両動態管理システム」の単独導入の場合）（※1）

LEVOリースをお申し込みできるトラック事業者

- ア) 貨物自動車運送事業者
- イ) 第二種貨物利用運送事業者
- ウ) 自家用トラック事業者
- カ) 荷主（※2）

※1：平成29年度トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業）の補助金の交付を受けた事業者は対象外（平成29年度と異なる荷主連携メニューを実施する場合を除く）。

※2：「②車両動態管理システム及び予約受付システム」を共に導入する場合の補助対象事業者は、「カ）荷主：ア～ウに該当する者と共同で車両動態管理システムを活用した荷主連携メニューを実施する者に限る。」となっており、「予約受付システム等」をご希望の場合は、別途お問い合わせ願います。

4. 補助対象事業（PCKK）の要件

（※一部PCKKの公募要領から抜粋。ページ番号はPCKK公募要領参照）

車両動態管理システムを活用した荷主との連携による省エネ取組を次の①～⑤のとおりに実施し、取組の自己評価を報告すること。

① 実施計画書を作成すること。（申請時提出要 P.42）

※申請時に 車両動態管理システム導入により、どのような取組を実施したいのか、連携メニューリスト（P.59～60 別表参照）を基に作成し、省エネ効果の計画値を提出。

※連携メニューリストの区分AとBから少なくとも各1メニューを必ず選択し、多様な連携による省エネ取組の実施を図る。

② 車両動態管理システム導入後、当該システムを活用した自己診断データ（P.61参照）を取得すること。

③ 自己診断（現状分析・提案）を実施すること。

※取得した自己診断データから、輸送の省エネ化にあたっての現状の課題抽出及び当該課題解決に向けた輸送の効率化の観点での荷主との連携の提案を実施。

④ 自己評価を報告すること。

※荷主との取組状況の報告と省エネ効果を提出。

⑤ 本事業によって、車両動態管理システムの車載器を導入した車両全体で1%以上の省エネ効果を達成すること。

5. 補助対象及び補助対象外経費

【補助対象経費】は以下のとおり。（PCKK公募要領P.4参照）

表 I に掲げる必須機能を有する車載器本体（ハーネス類を含む）を補助対象とする。

- ・ 車載器の付帯機能については、省エネ・荷主連携に必要であると認められるもの（表 I に掲げるもの）を補助対象とする。

※なお、上記以外の機能（カメラ[ドラレコ]、カーナビ等）については、次項「補助対象設備と基準」に示す設備と連携して使用する省エネ・荷主連携の効果が高いと認められるもの、若しくは車載器内蔵式など製品構成として不可分で分離できないと認められるものに限り補助対象とする（申請時に個別判断）。

- ・ 付帯設備については、1 運行の中での取得情報を車載器のみで出力・分析できない場合に出力・分析するために必要な事務所用機器を補助対象とする。
- ・ 品質が保証されており、保証期間が定められているものとする（市販品対象）。

【補助対象外】となる経費は以下のとおり。

●車載器

- ・ 必須機能を有する車載器であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体、ETC等の汎用機器は対象外とする。
- ・ 補助対象設備の要件を満たす車載器であっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されている場合、若しくは当該機能が付加されていない車載器の価格と大幅な乖離がある場合は対象外とする。（申請時等に個別判断）

●事務所用機器

- ・ 分析ソフトを使用するためのパソコン本体等や出力のための装置（ディスプレイ、プリンターなど）は対象外とする。
- ・ 補助対象設備の要件を満たす事務所用機器（分析ソフト等）であっても、導入する車載器本体の合計額を超える価格の設備については、車載器の付帯設備の範囲を超えているものとして対象外とする。

●その他

- ・ 通信料やプロバイダー利用料等の費用は対象外とする。
- ・ 機器の取り付け費用、導入時の初期設定や説明・指導にかかる費用などの設備本体ではない経費は対象外とする。
- ・ 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- ・ 自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。
- ・ 補助事業者が補助対象経費を支払う際に発生する銀行等への振込手数料は、補助対象外とする。

「補助対象設備と基準」（P C K K 公募要領 P. 5 抜粋）

表 I 車両動態管理システム

区分	対象設備		基準	
設備費	車載器本体	必須機能	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS 位置情報を取得できる車載器（GPS レシーバを含む） ・デジタル機能 ・燃料管理機能（燃料センサー、燃料量の入力装置等、若しくは付帯設備〔下段〕により入力できること） ・作業状態等の入力装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両動態管理に必要となるGPS 位置情報を取得できること ・時計が内蔵されており時間情報が取得できること ・1 運行の中での瞬間速度、走行距離、走行時間を取得でき、EMS 機能を備えていること ・1 運行の中での燃料使用量について、自動若しくは手入力によって計測・記録できる機能を備えていること 但し、車載器のみでは入力できない場合については、事務所用機器（動態状況管理ソフト）にて入力できること ・作業状態等の入力装置は、1 運行の中での機能に応じた情報（荷待ち中や積卸作業中の状態、実車/空車の状態、給油量等）を車載器に入力するための装置であること
		付帯機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各種センサー（速度、エンジン回転数、ドア開閉、温度管理等） ・積載情報等の入力装置 ・移動体通信装置（LTE 通信装置等） ・無線LAN 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種センサーは連携メニューを実施する上で必要なものであって、1 運行の中での各種センサーに応じた情報（速度、エンジン回転数、庫内温度等）を取得できること ・入力装置は、1 運行の中での機能に応じた情報（積載量等）を車載器に入力するための装置であること ・移動体通信装置は、車載器取得情報を運行中に送受信するための専用装置であること ・無線LAN 装置は、車載器取得情報の送受信専用の装置であること
	付帯設備	機事務所用	<ul style="list-style-type: none"> ・動態状況管理ソフト ・カードリーダー又は無線LAN 装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・動態状況管理ソフトは、車載器の取得情報を分析するための専用ソフトであること ・カードリーダー・無線LAN 装置は車載器取得情報の入力のための専用の装置であること

6. 補助金額（補助率）

補助率は車両動態管理システム車載器本体の種類に応じた下表の通りである。

表 II （P C K K 公募要領 P. 6 抜粋）

システム・種類	定義	補助率	
車両動態管理システム	クラウド型車載器	運行中にデータ通信により位置情報その他連携に必要な情報の送受信を行うことができる車載器とする。運行中にデータ通信による送受信ができない位置情報以外の取得情報がある場合には、記録媒体に当該取得情報を記録できること。	1/2 以内
	メモリーカード型車載器	専ら記録媒体に取得情報を記録し、運行中にデータ通信による送受信を行わない車載器とする。	1/3 以内

※1,000 円未満切り捨て

7. P C K Kへの報告内容について（車両動態管理システムのみ導入の場合）

（1）自己診断データ（P C K K公募要領 P.6 抜粋）

【総括分析データ（総括表）】

- ・車両動態管理システム活用による自己診断データ
- ・荷主連携前後の車両別日別データ（①走行距離、②輸送量、③燃料使用量）及び車両情報等を提出。

（2）自己評価の結果

【取組実施の場合】

- ・荷主との取組状況の報告と省エネ効果を提出。

【取組途上の場合】

- ・想定される効果（走行キロや荷待ち時間減少に伴う燃料削減量等）と取組実施までの課題、実施までの見通しを提出。
- ・荷主への提案を実施していない報告は認められない。

（3）データ計測期間

- ・荷主連携前の実働10日間（車両動態管理システム導入後）
- ・荷主連携後の実働10日間

（4）その他

平成30年1月上旬にP C K Kより中間報告資料として、以下の書類の提出を求められます。提出のタイミングによって、改めてご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| *荷主連携前実施状況報告(総括表) | *納品書・請求書・領収証(写) |
| *荷主連携前自己診断データ | *機器の保証書(写) |
| *申請車両・車載器シリアル一覧表 | *機器設置状況報告 |

8. L E V Oリースへのお申し込み条件等

- L E V Oとのリース契約（5年）が前提。（買取は直接P C K Kへ申請）
- リース料は先に見積総額から補助金を差し引いて計算・リース契約
- P C K Kが要求する「荷主連携の取組を実施し取組報告」が提出できること
- P C K Kへの申請は、L E V Oが共同申請代表となって行います。
- 機器の取付開始時期は、P C K K交付決定後に発送するL E V Oとのリース契約締結後の発注となりますので、9月中旬予定。
※P C K K交付決定前に機器の取付等を行うと補助金交付対象とはなりません
※見積書は、メーカーからの価格表を基に作成すること。
- 機器の取り付けは平成30年1月30日までに完了できること。また、平成30年12月10日までに設置完了報告書が提出できること。
- P C K Kの公募要領を必ず熟読すること

9. その他注意事項

- (1) 与信審査により受付できない場合があります。
- (2) 提出すべき書類等が全て揃っていない場合は受付できません。特に申請車両・車載器シリアル一覧表と車検証の記載内容が同一であること。またメールアドレスは必須です。
 - ① 申込書等すべての提出書類の記載内容に不備がないこと。
営業所名及び営業所数も正しく記入ください。
※メールアドレスは、必須項目となり、間違いのないように記入してください。
※「機器リース申込書（別紙1）」、「申請車両・車載器シリアル一覧表」、「実施計画書」及び「使用機器・部品一覧」の4つの書類は、別途必ずメールにてエクセルデータの送付をお願いします。
 - ② 「申請車両・車載器シリアル一覧表」の転記内容が車検証と同一であること。必ず、登録番号の小さい順（昇順）に記入すること。車検証のコピーは、このリスト順（昇順）に揃えて添付すること。
申請する車両の車検証の有効期限が、平成30年10月31日以前の場合は、後日（平成30年11月末）に差し替えをお願いします。
極端に期限の切れた車検証を提出しないこと。
また、車検証が不鮮明の場合、再提出となります。
- (3) 申請車両について
申請車両、台数等は、申し込み段階で確定し、申し込み後の車両変更、台数変更等はできる限り行わないようにしてください。また、申し込み後の申請取り下げは、交付決定までに判断し、交付決定後の安易な取り下げについては行わないようお願いいたします。
- (4) 中間報告時、機器設置状況写真（ナンバープレートとともに）の提出が必要です。
- (5) 予備車や、運転者不足等による稼働の無い車両は申請できません（対象外）。
- (6) 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- (7) この募集要領によるほか、特にPCKKからの指示があった場合には、その対応が必要となります。
- (8) その他、ご不明な点等がある場合には、以下にお問い合わせ下さい。

10. LEVOリース申込み申請書送付先（お問い合わせ先）

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPCビル 一般財団法人 環境優良車普及機構 事業部 「動態管理LEVOリース申し込み」係
--

担当：山口、酒井、吉田

Tel：03-3359-8465 Fax：03-3353-5435

Mail：ems2018@levo.or.jp